

委託契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と ※委託機関名を記入（以下「乙」という。）とは、甲に所属する職員のうち振動工具を取り扱う業務（以下「振動業務」という。）及び深夜業務又は特定化学物質であるエチレンオキシド・ホルムアルデヒドを常時取り扱う業務（以下「深夜業務等」という。）に従事する職員（以下「職員」という。）の健康診断について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、職員の健康診断の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、健康診断を委託する職員の所属、職及び氏名を別途乙に通知する。

（健康診断項目）

第2条 乙の行う健康診断の項目は、次のとおりとする。

（1）振動業務従事職員健康診断

職歴等の調査、自覚症状等の調査、問診、視診・触診、握力検査、血圧の測定、末梢循環機能検査（常温における手指の爪圧迫テストおよび皮膚温）、末梢神経機能検査（常温における手指などの痛覚および振動覚）

（2）深夜業務等従事職員健康診断

問診、尿検査（糖、蛋白、ウロビリノーゲン定性検査、潜血検査）、血圧の測定、診察（聴力検査含む）

（委託期間）

第3条 委託の期間は、この契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（健康診断日時及び場所）

第4条 乙は、甲より別途依頼する令和6年度振動・深夜業務等従事職員健康診断日程表に従い健康診断を実施しなければならない。

（健康診断料金）

第5条 甲が、乙に対して支払う健康診断料金は、次のとおりとする。

（1）振動業務従事職員健康診断

職員1人当たり _____ 円（うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円）

（2）深夜業務等従事職員健康診断

職員1人当たり _____ 円（うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円）

（結果報告書の提出）

第6条 乙は、健康診断終了後遅滞なく、振動業務従事職員健康診断結果報告書（様式第1号-1）及び深夜業務等従事職員健康診断結果報告書（様式第1号-2）を愛媛県安全衛生管理規程に定める安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 乙は、前項の結果報告書に加えて、全期間の健康診断終了後、振動業務従事職員健康診断結果一覧表（様式第2号-1）、深夜業務等従事職員健康診断結果一覧表（様式第2号-2）（別途配布する電子ファイルに入力のこと）及び事業完了報告書（様式第3号）を作成し、甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供

してはならない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事故等、不測の事態により委託業務の遂行が困難になった場合で、かつ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(健康診断料金の支払)

第9条 甲は、乙から健康診断料金の請求があつた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、※とする。

※落札業者が愛媛県会計規則第154条（契約保証金の免除）に該当する場合は、下線部に「免除」と記載する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解余することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、前項の催告をすることなくこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 健康診断を遂行することが困難であるとき。

(責任)

第12条 乙は、健康診断遂行中、故意又は過失により職員に被害を与えたときは、乙の責任において賠償するものとする。

(個人情報保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この契約に疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

(甲) 愛媛県
知事 中村 時広

(Z)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。